

平成28年度
国家公務員における「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」実施方針

内閣人事局

1 趣旨

我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開する。

このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視する。

- ① 職員が、朝型勤務やフレックスタイム制等の活用により退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことで、ワークライフバランスを実現すること
- ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること
- ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること

2 実施時期

平成28年7月及び8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）

なお、各府省等の判断において、6月、9月以降も実施可

3 対象機関・職員

○ 対象機関

原則として全ての府省等（地方機関等を含む。）が対象

○ 対象職員

各府省等において、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、一部期間の実施も含め、できる限り多くの職員が実施できるよう努める。

具体的な対象職員の範囲は各府省等において判断することとするが、実施が困難なものとして想定される職員の例は以下のとおり。

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
 - ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
 - ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
 - ④ 業務の繁忙期となることがあらかじめ見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員
- ※ ③・④については、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合には実施に努める。

4 実施内容

○ 朝型勤務やフレックスタイム制等を活用し、職員の「ゆう活」実施日の終業時刻について、16:00 から 17:15 等に割り振り、当該職員は原則定時退庁（各職員が割り振られた業務時間の終業の時刻に退庁すること。）を行うこととする。

※1 以下の表のとおり、各職場における標準的な終業の時刻（注）より 30 分以上早い時間であり、遅くとも 17 時 15 分以前の時刻となるよう割り振る。

また、職員の業務の状況、職員の希望や負担を考慮した上で、期間中一定の日数において実施できるよう、割り振りを行う。

標準的な終業の時刻（注）	「ゆう活」実施日の終業の時刻
17 時 15 分以前	16 時 45 分以前
17 時 30 分	17 時以前
17 時 45 分	17 時 15 分以前
18 時	17 時 15 分以前
18 時 15 分以降	17 時 15 分以前

※2 なお、行政サービスの低下を招かないよう、官庁執務時間（8:30～17:00）は変更しない。そのため、実施に当たっては、官庁執務時間中や緊急時に、組織体としての対応が可能となるよう、各部局等において工夫を行う。

※3 定時退庁が困難な日でも、可能な限り早期に退庁させるなど、職員の労働強化につながらないよう、各職場において、職員の状況に応じた運用を行う。また、これにより、全体として超過勤務が増加しないよう配慮する。

○ 期間中は、本府省等（霞が関等）において、原則として 20 時以前の庁舎の消灯を励行

○ 期間中は、「ゆう活」実施の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則 16 時以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底

○ 「ゆう活」実施結果及びその効果等をフォローアップ

○ 「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、具体的な取組を推進し、超過勤務縮減を進める。

注)「標準的な終業の時刻」とは、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年職職—328 人事院事務総長発）第3の第10項(2)に規定する標準勤務時間の終業時刻をいう。